平成２４年（フ）第５２８９号
大阪府大阪狭山市池尻中１丁目28番11号
破産者　中村　　慎
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３５５号
大阪市天王寺区城南寺町２番21号　河野ビル401号
破産者　戸高　達也
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４６８号
大阪市東淀川区豊里４―12―14、住民票上の住所大阪市東淀川区豊里１丁目９番23号ホーエイハイツ101号
破産者　伊藤　文勝
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４８３号
大阪府箕面市粟生外院４丁目15番５号
破産者　鶴本　祐士
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４８９号
大阪府八尾市東山本新町８―４―２　島﨑美英方、住民票上の住所大阪府八尾市上之島町北２丁目５番地の13
破産者　野沢海順こと　丁　　海順
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９号
大阪府河内長野市高向1014番地甲
破産者　矢中　　智
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７３１号
堺市西区北条町１丁23番10号　ロイヤルマンション百済301号
破産者　村上　勝也
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０１４号
大阪府富田林市緑ケ丘町１番２―805号
破産者　森本加久代
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７２６号
神戸市須磨区大田町４丁目２番１号、開始決定時の住所神戸市須磨区大田町４丁目１番５―1002号
破産者　岡田一弘こと　曹　　一弘
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７５９号
神戸市垂水区城が山１丁目２番24―203号
破産者　三浦賀代子
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２８４号
兵庫県宝塚市伊孑志２丁目10番13号
破産者　佐藤　秀雄
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３０１号
兵庫県川西市南花屋敷３丁目５番４号102、前住所兵庫県川西市栄根１丁目２番２―８号
破産者　山口千壽子
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３４１号
兵庫県宝塚市中山寺１丁目13番25号メゾンド中山401
破産者　今庄　征樹
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３７１号
兵庫県尼崎市南塚口町３丁目29番33号　ニットー塚口302号、従前の住所兵庫県尼崎市建家町112番地クラシェス尼崎509号
破産者　山本　健二
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４２３号
兵庫県尼崎市額田町17番１―507号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市額田町17番32―201号
破産者　東新貿易こと　原田　　央
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４８５号
兵庫県尼崎市西大物町12番55―3107号、前住所兵庫県尼崎市西長洲町２丁目８番27号
破産者　今井　　緑
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１３１号
山口県宇部市開１丁目８番22号、開始決定時の住所山口県宇部市大字妻崎開作1196番地
破産者　森重　義孝
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第２４０号
高知市葛島４丁目10番８号　コーポ田中２号館303
破産者　新免　　堅
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５８１号
熊本市中央区本荘４丁目９番28―602号　グランピアマンション
破産者　東　紀代美
1　決定年月日　平成25年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係